

平成 2 0 年 度 第 2 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 2 0 年 8 月 2 8 日（木）

午前 9 時～ 1 1 時

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

平成 20 年度第 2 回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日 時 平成 20 年 8 月 28 日 (木) 午前 9 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員：(会長)内山忠明、(副会長)筒井幸代
(委員)鈴木富佐子、中山泰一、橋本直和、諸岡健至
区職員 青山企画政策部長、齊藤企画政策部広報課長、
佐藤保健衛生部予防対策課長、八木総務部税務課長、
樋口福祉部国保年金課長

議 題

(報告案件)

- (1) 石綿健康被害救済制度における特別遺族弔慰金等にかかわる制度の周知事業について
- (2) 住民税の公的年金からの特別徴収について
- (3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の公的年金からの特別徴収について

1 開会

齊藤広報課長 情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は木元委員、それから細山委員がご欠席でございます。

皆様方、大変お忙しい中で日程調整をしていただきました。本日この会の終了後、他の予定が入っていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますので、進行にご協力をお願いいたします。

本日は報告案件 3 件を予定しております。なお、その各案件の説明のために、後で紹介いたしますが、保健衛生部の佐藤予防対策課長、総務部の八木税務課長、福祉部の樋口国保年金課長が同席しておりますので、よろしく願いいたします。

では、会長、お願いいたします。

2 議事開始

内山会長 それでは、平成20年度第2回の情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

本日は、お手元の次第にございますように、議事として報告案件3件の報告を受けるということになっております。

それでは、早速報告をしていただきたいと思います存じますが、会議の進め方ですが、最初に3件の報告案件についてそれぞれご説明をいただいた上で、まとめて各委員さんから質疑をしていただくという方法によって進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、3件ご報告いたしますが、その前に簡単にこの審議会への報告について説明をさせていただきます。

審議会への報告につきましては、条例の規定により審議会の意見をお伺いする、諮問をするというようなケースのほか、個人情報保護制度上の運用について大変重要と思われる案件について、従来からご報告をさせていただいております。住民の利便性を図り、また行政事務の効率化のために、最近の情報処理技術の進展にあわせまして、外部機関との間に個人情報を授受するといったさまざまな制度が近年実施されております。本日の報告案件もそのような事案でございまして、一応、法令の規定による取扱いでございますけれども、ここでご報告をさせていただきます。

それでは、まずお手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。あらかじめお送りしました資料が1号から3号までございます。また本日、席上に追加で配付させていただきましたけれども、資料2-2という参考資料。それから、資料3-2という2つの資料を追加で席上に配付させていただきました。

まず、資料第1号でございますけれども、これは石綿健康被害救済制度における特別遺族給付金等にかかわる制度の周知事業についてということで、制度の概要をまとめたものでございます。別紙として、個人情報の流れ、それぞれの場面での個人情報保護制度上の手続を図で示してございます。

本件周知事業につきましては、手続の中で個人情報の外部への提供、また第三者収集、それから目的外利用などの問題があり、当初は、この審議会に諮問をして、ご意見を伺う予定でございました。しかしながら、その後、文京区に中皮腫で死亡された該当者がなく、周知事業を行うため審議会でご意見を伺う必要がなくなったため、今回はご報告とさせていただくものでございます。

それから、資料第2号でございます。これは「住民の公的年金からの特別徴収とe L T A X」という表題がございますけれども、住民税の年金からの天引き制度の概要をまとめたもの

でございます。これについては、本日席上に資料第2 - 2号として説明を補足いたしました。

それから、資料第3号は、これも同じ天引きの問題ですが、「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の公的年金からの特別徴収について」ということで、両保険料の年金天引き制度の概要をまとめてございます。これについても、先ほど申し上げました資料第3 - 2号として本日席上に補足資料を用意いたしました。

なお、保険料の特別徴収につきましては、平成12年度から介護保険料の特別徴収を行っております。このシステムを利用して3保険料を特別徴収するという形になります。

お手持ちの資料につきましては以上でございます。資料の漏れはないでしょうか。

それでは、報告案件3件を順番にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告案件第1号、石綿健康被害救済制度における特別遺族弔慰金等にかかわる制度の周知事業について、佐藤保健衛生部予防対策課長からご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

佐藤予防対策課長 おはようございます。予防対策課長の佐藤です。

先ほど課長がお話をいたしましたけれども、資料第1 - 4号の石綿健康被害救済制度における特別遺族弔慰金等にかかわる制度の周知事業についてのご報告でございます。この法律に基づきまして、係る方々の特別遺族弔慰金、葬祭料を支給する予定でございましたが、中段にございますように、給付申請数が低迷しておりましたために、自治体は保有する人口動態調査の死亡小票より中皮腫の方を探し出し、ご遺族の方にこのような法律の周知を個別に重点的に図るという事業でございます。3年ほどこういった小票を保存しているんですけれども、17年度分2,347件ほどを確認いたしました。文京区に住民登録があったという方で、中皮腫で死亡された方がございませんでしたので、今回周知させていただくような対象者はゼロということでございます。

齊藤広報課長 続きまして、住民税の公的年金からの特別徴収について、八木総務部税務課長からお願いします。

八木税務課長 おはようございます。税務課長の八木でございます。

資料第2号並びに第2 - 2号でご説明をさせていただきたいと思っております。

表題といたしまして、住民税の公的年金からの特別徴収とe L T A Xというところでございます。資料第2号の「1.経緯」でありますけれども、地方税法の改正が4月にございました。これに伴いまして、平成21年10月からといわれてございますけれども、公的年金から住民税の

特別徴収、いわゆる年金引落としを開始することになったということでございます。

このデータの授受につきましては、総務省が指定をしました社団法人地方税電子化協議会が運営するe L T A Xというシステムを利用するということでございますけれども、このe L T A Xという言葉については、お手数ですが、資料第2 - 2号中ほどの「e L T A Xとは」というところをごらんいただければと思うんですけれども、地方税のポータルシステムということで、もう少し詳しく申し上げますと、地方税の申告や申請、納税などの手続について、地方公共団体が共同でシステムを運用することにより、窓口へ行かなくても、ご自宅あるいは事業所からインターネットを使ってこういったことができるもので、地方公共団体が参加して組織している社団法人地方税電子化協議会が運営をしているものでございます。

ちなみに、国のほうでは、e - T a xということで既に2年ほど前から申告が電子的にできるということを行っておりますけれども、これの地方版というのがe L T A Xだというふうにご理解をいただければよろしいかと思います。

それでは、また2号に戻らせていただきまして、「2 . 制度の概要」でございます。これは来年の10月からということで、まだ詳細が未定の部分も多いものですが、概要ということでご説明を申し上げます。

まず(1)で、対象者と税額、それから徴収方法ということでございます。現在は年4回の普通徴収ということで、納税者みずから納税をしていただいているんですけれども、これを65歳以上の公的年金受給者の公的年金に係ります所得割額及び均等割額を年6回の年金支給時に特別徴収させていただくというものになります。これは介護保険料の引落としと同じで、年金額18万円以上の方が対象になります。

(2)として、特別徴収義務者というのは社会保険庁等ということでございます。詳細は第2 - 2号の1番に書いてございます。(3)の対象年金というのは老齢基礎年金の部分ということでございます。

(4)といたしまして、特別徴収に係るデータのやりとりということでございますけれども、これは社会保険庁から区のほうへ来るものと、区のほうから社会保険庁へ渡すのものと、こういうふうに往復ということがございますけれども、社会保険庁からは年金の支払い報告書、特別徴収対象者情報等が来ます。区のほうからは、特別徴収の対象者の情報、年金の特別徴収のデータ等が渡されます。データの項目は、個人にかかわるものとしては、氏名、生年月日、性別、住所、それから特別徴収金額、こういったものが含まれるというものでございます。

「3 . スケジュール」でございますけれども、これは、地方税法は改正いたしましたけれど

も、文京区の条例の改正は今回の9月の議会にお願いをしようとしておりまして、これらを経た上で、平成20年10月に、まず地方電子化協議会へ加入をするというところからスタートいたしまして、それから来年の1月には早速、年金支払い報告書のデータを受信するということとなります。さらに5月には、もう一度最終的なデータをいただきまして、それでもって区のほうから7月には、この金額でこの方からこの分をお引きくださいというデータを送信すると。それで10月から特別徴収が始まるというのがおおよそのスケジュールでございます。

「4. システムの構成」ということでございますけれども、e L T A Xのポータルセンターというのが、左から2つ目の絵のところでございますけれども、要はこれは社会保険庁等で持っている年金の情報をe L T A Xというところを通じて、右のほうにある市区町村にもってくるといことです。年金保険者が4団体ほど大きくありまして、それから自治体が1,800ありますので、情報を1,800の自治体に流して、その自治体からまた集約をして4つの年金保険者のほうへ情報を提供するというやりとりを個々の自治体が行っていたのでは大変な手間になりますので、一たんこういった経由機関というところのポータルセンターを通して、それで効率的に行おうというものでございます。

なお、社会保険庁と、それからe L T A Xのポータルセンターの間では、媒体交換ということで直接的な接続をいたしません。これはまだ決まっておりませんが、MO、光ディスクとか、そういったようなものでやりとりをするということです。同じく、区に来るデータも、区役所の中の基幹システムとは接続いたしませんので、外部との直接的な接続はいたしません。

それから、情報の収集でございますけれども、社会保険庁から我々はデータをもらうわけですが、これは本人が同意をしていないものですが、法令に基づいて処理をさせていただくものです。それから逆に、情報提供については法令に基づくということなので、許されるというふうに考えているというのが資料第2 - 2号の 番のところですか。個人情報保護制度との関係をご確認いただければと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

齊藤広報課長 では、報告案件第3号になります。国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の公的年金からの特別徴収について。樋口福祉部国保年金課長からお願いします。

樋口国保年金課長 国保年金課長の樋口でございます。それでは、説明させていただきます。

資料第3号「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の公的年金からの特別徴収について」ということで、こちらも年金天引きの事案でございます。

まず、「1. 概要」ですが、国民健康保険条例の一部改正、また高齢者の医療の確保に關す

る法律、これは後期高齢者の医療保険を定める法律ですが、こちらが今年の4月に施行されましたので、同日で公的年金からの特別徴収、年金天引きが開始されております。その開始に伴いまして、データの個人情報の授受があるということで、こちらも問題になっております。

「2. データ授受の対象となる個人情報」でございますが、住民基本台帳の情報、公的年金支給情報、保険料の賦課情報、保険資格の異動情報でございます。

「3. データ授受の方法」でございます。東京都国保連合会、こちらから送信される年金受給者情報に対しまして、文京区において特別徴収対象の判定を行います。この人が実際に年金天引きの対象になるかどうか、そういったことを文京区で判定を行います。

実際に天引き対象になるんだということで判定されたものに対して、保険料の情報を設定したり、また死亡・転出があれば、そういった情報も設定しております。その設定した情報に対して、今度は文京区からデータ送信する場合のデータの流れというのが図式で示されております。

まず1番目のところですが、国民健康保険システムと後期高齢者医療システム、2つのものがございまして、ここから先ほど設定した特別徴収の対象になる方、年金天引きの対象者情報を抽出しまして、MOといった電子媒体に情報を移します。そこからこのMOを介して、2番目として介護保険課に設置されております伝送通信専用端末、こちらのほうに情報を移します。その後、でISDN回線を使用しまして、東京都国保連合会に情報を伝送いたします。この際にデータは暗号化処理を行っております。その後、東京都国保連合会から国保中央会のほうに情報が吸い上げられます。東京都国保連合会のほうは、都内の医療保険者の情報を集約します。その後、全国の医療保険者の集約を行っております国保中央会のほうにさらにデータを送って、その後、国保中央会のほうで各年金保険者別に情報を振り分けまして、年金保険者にデータを送ります。そして最終的には、各年金保険者、社会保険庁や各共済組合等で実際に年金から保険料の天引きを行うといった流れになっております。

続きまして、資料第3 - 2号の補足説明をさせていただきます。

先ほど広報課長よりお話がございましたとおり、(1)の介護保険料は既に特別徴収を平成12年10月から先行実施しております。それと同じ仕組みを使って(2)の後期高齢者医療保険料をことしの4月から、また(3)国民健康保険料をことしの10月から実施することとなっております。

「2. 特別徴収事務処理の流れ」ですが、こちら先ほどの図解のおさらいにもなるんですけども、まず1点目として、対象者情報の抽出・提供ということで、年金保険者のほうから国

保中央会、東京都国保連合会を經由しまして、文京区に年金情報が来ます。この情報というのは、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している方のデータが区に送付されてくることとなります。それに対して文京区は、(2)の徴収依頼を行います。文京区のほうへ送られてきた情報と被保険者情報を結合しまして、実際に条件が合致した方について特別徴収の対象候補として保険料額を算定いたします。具体的には、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方を抽出して決定しております。それを決定しまして、東京都国保連合会、国保中央会を經由して各年金保険者に情報を提供するという形になっております。

続きまして「3. 個人情報保護制度との関係」でございます。

まず、(1)第三者収集についてでございます。年金保険者から国保連合会を經由しまして年金情報を受け取るということが個人情報の第三者収集に当たりますが、こちらの通知に関しましては各法律で定められておりますので、条例上の法令の定めがある場合に該当するという事で、行うことができます。

続きまして、(2)外部提供についてですが、先ほど、文京区で設定しました年金天引きの対象者について国保連合会に提供するということとなりますが、こちらも法令に基づいて行う区の事務であって、外部提供には当たらないものになっております。

(3)外部結合でございますが、こちらは区のシステムと区以外の機関が管理する電子計算のシステムを回線等で結合して個人情報を提供することですが、本件の場合については、MOを介して情報提供をするということで、直接システム同士をつないでおりませんので、外部結合には当たらないということでございます。

説明は以上です。

内山会長 ありがとうございます。

本日、3件の報告をいただくことについてご説明をいただきました。その上で、順次ご質疑をいただきたいと存じます。

まず、資料の第1号に関するもの、すなわち石綿健康被害救済制度における特別遺族甲慰金等にかかわる制度の周知事業について。これの報告という意味は、条例の14条の目的外利用の制限というわけではなくて、こういう制度があったということについて単に報告をしたというだけのことということですか。

齊藤広報課長 最初は、もし該当者がいれば、次の別紙に表を載せてございますけれども、ここを見ていただきたいと思うんですが、該当者がいれば目的外利用や外部提供、それから第三者収集について諮問事項になるという理解で最初お話ししておりました。ところが、先ほど

ご説明したように、今回は対象者がいないので報告事項として事業の周知をすることとしました。

内山会長 要するに、当審議会に情報提供をしたというだけのことでございますね。

齊藤広報課長 はい、そうでございます。

内山会長 では、この第1号について、ご質問等があれば伺いたいと思います。

中山委員 主にこれは、もし該当の方がいらっしゃったら該当の方の救済につながることであるということで、区の事業として適当であるということなんだと思うんですが、今回該当の方がどなたもいらっしゃらなかったということは、区内でお亡くなりになった方がすべて中皮腫でなかったということが明らかになったということですよ。

内山会長 いや、そうではないですよ。死亡小票に中皮腫と記載されている方がおられなかったというだけで、中皮腫で亡くなった方はほかにいるかもしれない。お医者さんがそういう診断書を書かないということもありますから。

中山委員 お医者さんが中皮腫であると書かなかった人が全員だということが明らかになったわけですよ。

齊藤広報課長 そうですね、3年間で調べた中ではですね。

中山委員 そうですね。ただ、それがプライバシーかどうかよくわからないんですが、その辺は特に問題はないんですよ。中皮腫であるということは個人情報であると思うんですが、中皮腫でないということも明らかになっているのかなということですが、これはちょっとデリケートな、気にしすぎでしょうか。

齊藤広報課長 これは3年分の資料を見て、その中に中皮腫と書いていらっしゃる方がいなかったということがわかったということが、今ここの会に出ているわけですね、話としては。文京区で、3年間で亡くなった方の中に中皮腫の方はいなかったという事実が出ている。そういう結果が出たこと自体が、どういう扱い上になるかというご意見ですね。

中山委員 そうですね。ちょっとそのところだけが、敏感過ぎるかなとは思ったのですが、ちょっと気になったところです。でも、全般的には、この事業は被害者を救済するためのものだとして理解しています。

内山会長 中皮腫で亡くなった方が、亡くなったという、死亡小票に記載のないということは、所管課はだれが調べられたのですか。

佐藤予防対策課長 生活衛生課の計画係が人口動態統計をとっていて、死亡小票を保管しております。本来ですとそこの部署で死亡死因だけを上げてきて、調査することになります。そ

このところは若干手伝っていただいたりもしましたが、保健所の職員が死亡、死因の部分をチェックさせていただきました。

内山会長 死亡小票の管理というのは、もともと人口動態統計のために必要なこととして作成される資料で、保健所が管理するものだ。その業務の一環として調査をただけのことだということですから、目的外利用とかそういう関係はないというご判断ということですかね。

中山委員 人口動態統計というのは、統計法か何かの指定統計か何かなんですか。

佐藤予防対策課長 今回のことは、指定時に死亡小票の利用については、統計法に基づく総務大臣の承認を平成20年6月24日付けで前提として受けております。

内山会長 統計法に基づく統計の業務の一環なんですね。

佐藤予防対策課長 はい。

内山会長 そういう病気で亡くなった方がおられなかったということは幸いなことだと思いますけれど。ほかにご質疑がなければ、この件については報告を受けたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、住民税の公的年金からの特別徴収のことについて、ご質疑があればいただきたいと存じます。どうぞ。

橋本委員 この資料なんですけれども、この資料は今日配付されたんですが、なにかのときにこの資料というのは出てくる可能性はあるわけですか。今日のためだけではないですね。ほかに、例えば普通の区民の方とか、いろんなところにもこの資料が出てくるかどうか。

八木税務課長 今のところ、そこまでは考えていません。

橋本委員 というのは、わかりにくいんです。後期高齢者もそうだけれども、読んでもほとんどわからないんですよ。そうかなと思うけれど、何でここでe L T A Xとか、こんなことを書かなければいけないのかとか、 unnecessary部分をもっと取り除いて、別枠か何かにしないと、これを最後まで読んだら何が何だかわからなくなってしまいますよ。何でここの経緯というのが一番初めに出てきて、これ住民の人が読んだら、またお金を引かれるのかというような感じになる。何かの報告だとかいろいろなときに、もうちょっと何か。これは何か見本があるんでしょうか。

八木税務課長 特にございませぬ。

橋本委員 これは文京区でつくったんですか。

八木税務課長 はい。

青山企画政策部長 今日お示ししているのは、情報の流れで、こういう情報を提供するとい

う、そういう仕組みを説明しているんです。それで、区民の方が一番気にされるのは、今、橋本委員がおっしゃったように、「また天引か」と。今まで後期高齢で天引きされて、国保もこの秋から出てきますから、どんどん天引きされる。介護保険も天引きですね。つまりわずかな年金から、どんどん特別徴収で天引きされていくというような動きなんです、これは全部、法令に基づいていて、この件について今議会でも条例の改正をいたします。これはまた別の説明の仕方をとりますから、適切な報告をして、議決をいただくということになります。それと同時に区民へも周知していく。区民にもまた新たな特別徴収の仕組みがふえましたよというような周知をすることになります。

橋本委員 初めから大きく天引きだと書いたほうが理解しやすいのにそれを書かないで、じっくり読んでいけばわかるんだけど、本当に65歳以上の人がこれを全部裏まで読んで、「ああ、そうなんだ、わかったわ」と、e L T A X が大体何なのかを理解するまでに……

青山企画政策部長 これは技術的なお話ですので……

橋本委員 だから、その技術的な話をどういうふうに、文京区は文京区なりに見せるのか、この制度に関しての問題だけど、それはやっぱり十分検討してもらいたいですよね。

八木税務課長 住民の皆様へは、どういう周知の仕方が一番わかりやすくなるかというのは十分検討をして行ってまいりたいと思っております。

橋本委員 ぜひよろしくをお願いします。

内山会長 要するに、住民の側からは、説明をしていただくとすれば、今まで普通徴収で、つまり住民がいちいち文京区まで納めに行ったものを、これからは自動で天引きしてもらうから、そういう手間が要らなくなりますよということを教えていただければいいんですよ。この運営審議会の中では、法令上のことだからこういう説明になる。ただ、住民に対してこういう説明をしたら、橋本委員がおっしゃるように、何のことだかわからないというふうなことになると思いますけどね。

中山委員 今の橋本委員と全く同じことで、さらに僕もすごく思っていることは、今年の4月30日に法律が改正されているんですね。文京区のどうこうする話ではないのかもしれないんですが、4月30日の法改正の前にこういう天引き制度が法案として諮られますよというふうなことは全然、新聞報道も何もなくて、今区議会の議長でいらっしゃる橋本委員が「こういう資料はこれから出てくるの」とおっしゃったということは、議会よりも先に個人情報上の問題がないかという議論が先に出てきたので、ここが初めての議論になっているんだと思うんですが、逆に言うと、法改正の前及び直後ぐらいから教えておいていただかないと、多分びっくりする

話なんだろうなという気がしました。

それで、全く違うことなんですけれど、まず先ほどに年金額、18万円以上の方が対象なのか、18万円以下の方が対象なのかということと、もう一点は、ご説明の確認ですが、天引きされるのは公的年金に係る部分の住民税だけであって、ほかに例えば不動産だとか、事業所得とかがおありの方、もしくは別に働いていらっしゃる方のその部分については、ここから特別徴収はされなくて普通徴収のままなのか。それから、これは実は3号とちょっと絡んでくるんですけども、あくまでもe L T A Xに報告するのは該当者と該当の金額だけが行くのであって、区内における例えば識別符号のようなものは別に行かないであろうと理解しておりますけれども、その辺について教えていただけるとありがたいと思います。

八木税務課長 1点目をまずお答えさせていただきますと、介護保険分と同様、18万円未満の方は天引きをしません。18万円以上の方ということになります。それから、そのほかの税金がかかっていない方もいらっしゃいますが、そういう方も除外をされるというものでございます。

それから、2点目は委員がおっしゃるとおりでありまして、これはあくまでも老齢基礎年金に係る部分の収入に関しての天引きでありますので、ほかに収入があれば、それはほかの扱いで納税をしていただくというものです。

3点目については税務係長のほうからお答えします。

大久保税務係長 3点目の部分の、区のほうから社会保険庁に行くデータの中に区内の識別コードが含まれているかどうかというご質問にお答えいたします。

区内の識別コードは含んでおりません。出ていく内容は、先ほど説明した資料2の5番、データ項目というふうになっていますけれど、市町村コードから氏名、生年月日、性別、住所、年金のうちの特別徴収の金額という形になります。

内山会長 最初に確認しておくべきでしたけれど、e L T A Xのことについては、これは条例上、報告を受けるのは何条何項に基づいて報告を受けるのか、一般情報提供なのか確認しておきたいんですけど。

野稲広報主査 審議会に対する情報提供です。この制度自体は法令に定められているわけですから。

内山会長 法令に基づいて情報を収集したところについては特段、審議会に報告するということは要求されていませんが、法令にないことを報告してはいかんということではないから、情報提供という意味で報告をいただいたという趣旨ということですね。

中山委員 条例が決まらないということはありませんよね。つまり、まだ議会に諮っていないから実はまだ制度としては完結していないんですね、これは。

青山企画政策部長 そうですね。地方税条例の改正が必要です。

内山会長 特別徴収をするために文京区の条例を改正する必要がある。それは議会の議決を得て、公布をされた後ということになりますね。

諸岡委員 先ほど中山委員からのお話では、老齢基礎年金にかかわるものはここから引いて、その他の所得の部分はほかから引くということですね。

八木税務課長 会社勤めの方は会社から引かれますし、不動産収入等がある方は普通徴収となります。

諸岡委員 そういう計算をされるわけですね。所得というのはいろんなものが入って総所得になって、それで課税されるというふうになるんですけど。

八木税務課長 対象になる方は直接社会保険庁からデータが来ますので、公的年金に係る所得について計算し、課税される方については社会保険庁にデータを返して、そこから引いていただくということです。この収入についていわば他の所得と合算をしないということで、計算からは除外されることになります。

内山会長 つまり年金から、これは多分雑収入とかだと思えますけれど、年金から特別徴収はする。そのほかの、例えば不動産、事業所得等がある方は当然、金額にもよりますが、確定申告をする必要がある。その場合には確定申告をするわけですが、その方の場合でも年金から特別徴収はするんですか。

八木税務課長 行われなかったということです。

内山会長 されない。

八木税務課長 はい。その部分はされないということです。ですから、老齢基礎年金をもらっている方は、そこに係る部分だけ特別徴収として地方税からいただくので、その余の部分については従前と変わらないということです。

中山委員 これによって普通徴収をする必要がなくなる方というのは、年金所得がある方、年金所得のみの方という理解でいいわけですね。

青山企画政策部長 おっしゃるとおりです。年額18万以上ですから、月額では1万4千円以上の方が天引きになるということですね。

八木税務課長 そのほか年金受給者の中で、課税されない方もまたいらっしゃいますので、それは年金額とはまた別の観点が入ってきます。

内山会長 税金とか社会保険の関係は、税理士とか社会保険労務士とか特別の資格があるぐらいのもので、すぐに聞いてわかるようなシステムにはなかなかかなりにくいことでしょうけれども、住民の方、国民の方が聞いてできるだけわかるようなシステムをご説明いただくということは別として、この審議会とすれば、そのような報告を受け、遺漏がないように事務をとり行っていただきたいということだと思います。

それでは、よろしければ資料第3号。これも国民健康保険料と後期高齢者医療保険制度の特別徴収のことです。最初に確認させていただきますけれども、これも審議会への情報提供ということですか。

齊藤広報課長 はい、同じです。

内山会長 健康保険料を徴収するために、年金の情報を使う。法令に定めがあるからできるというご説明ですと、これは目的外利用には当たるけれども、14条の2項によれば目的外利用はすることができるというように書いてあるからできる。でもその場合には、14条の5項で、2項の規定により目的外利用したときは、運営審議会に報告をしなければいけないということがありますから、今後は利用するたびに、報告一覧表の中に入るんでしょうけれども、報告はいただくということになる。

野稲広報主査 文京区の年金情報を使うというわけではなくて、国保連合会とか国保中央会のほうを経由しますけれども、年金保険者が持っている情報を区が経由機関を経由してもらうということになります。ですから、それは区が持っている情報を目的外利用するのではなくて、第三者が持っている情報を本人の同意なくもらうということなんです。

内山会長 収集するということですね。

野稲広報主査 その点については、特別徴収制度という法制度に基づいてもらうという、そういう整理です。

内山会長 8条を見ますと、実施機関は個人情報をも本人以外の者から収集することができる。これの問題だと思いますけれども、法令に定めがあるときは個人、その当該個人以外からも収集することができる、これによって収集するんだということですね。そうすると、8条の3項で、前項の規定により個人情報を収集したときは、本人以外の者から収集した旨を本人に通知しなければならないとありますが、個別にお知らせはするんですか。

中山委員 すみません、ちょっとこれも議論の焦点と違うかもしれませんが、現在の制度でどちらになっているかをお聞きしたいんですけど。たしか年金から天引きされるのではなくて、同居の親族の方から支払いができるような方法が検討されているというふうな報道がされてい

ますよね。その辺との関係は、つまり、この資料第3の2号では、該当する人は全員区から情報提供されるように見えるんですが、任意で払いたいという方に、そういう道が残されていると聞いているんですけども、そうすると区としては、そこを選別する事務というのもあるんですね。

樋口国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。国のほうで、政府与党協議会で6月12日に高齢者の保険料徴収等の負担軽減のところで対策を決定いたしまして、その一つに年金天引きの方について、本人の申し出があれば口座振替に変更できるという取り決めがなされました。それに基づきまして、対象者は約1万4,000世帯あるんですけども、すべての方に変更できますよというお知らせをしたところ、約1,800人の方から年金天引きではなく銀行口座からの振替で対応してほしいというお話をいただきまして、そちらの方については年金保険者に本来送るべき情報だったんですが、うちのほうで全部削除して、残りのデータを年金保険者のほうに提供しております。

中山委員 それがプライバシーに当たるかどうかちょっと僕もよくわからないんですが、結局、年金天引きを求めたか、自分で任意に支払うほうがいいのかという判断をしたかということが、外部機関にはわかると言えばわかる。当然の話と言えば当然の話なんですけれども、それは別にいいんでしょうか。

内山会長 それは情報を提供した結果というわけではなくて、あぶり出しでわかったということでしょうか。それ自体は提供には当たらないんじゃないでしょうか。

中山委員 当たらないんですね。わかりました。

齊藤広報課長 先ほど、8条の収集の制限の関係のご質問がありましたが、8条第2項の、実施機関は次の各号に該当する場合について個人情報をも本人以外の者から収集することができるという規定の、第2号の法令に定めがあるときに該当すると考えております。3項で実施期間はこの規定により個人情報を収集したときは、本人以外の者から収集した旨を本人に通知しなければならないとしているんですが、ただし書きで、ただし前項の第1号、第2号 第2号のところに法令の定めがあるんですが これにより個人情報を収集したときはこの限りではないとあります。

内山会長 わかりました。

中山委員 本件報告の2号は、これは先ほどの3号のように任意の支払いを希望するような人に任意支払いをするような制度はないんですか。

八木税務課長 今の段階での質疑応答というのがありまして、その中では、ほかの制度のよ

うな選択制を設けることは考えていないということになっています。

内山会長 審議会の趣旨から外れてしまうと思いますけど、特別徴収と普通徴収は納税する側が選択できるんじゃないかなかったですか。特別徴収じゃなくて普通徴収で納税をしたいと言えば選択できるというシステムではなかったですか。

八木税務課長 原則は特別徴収になっていますけれども、特別徴収される年金以外の所得については、普通徴収に変えたいという方は選択ができるんですけれども、この年金天引きについては、それは認めないということです。

内山会長 そうですか。やっぱり特別にいろいろな規則があって、なかなか専門家以外にはわからないですね。

それでは、これをご報告をいただいたということのようでございますが、1点、橋本委員のご質疑の延長というわけでもないんですが、資料第3-2号の3の(2)に、これは外部提供ではないと書いてありますけど、法令に基づき行う外部提供ではないんですか。

樋口国保年金課長 本来業務から外れる外部提供ではないと理解しております。

中山委員 解釈だけの問題だと思うんですが、条例15条の第2項第1号に当たるのではないんですか。先ほど齊藤さんがおっしゃっていたように、本人通知も必要のないケースなんだと思うんですが、外部提供の一形態なのかなという気もしているんですが。

野稲広報主査 賦課情報の提供というのは、もともと国民健康保険業務、あと後期高齢者保険業務の一環として行っていることです。外部提供というのは第三者に対して、その第三者の目的に使うために個人情報を提供するというのが外部提供ですから、本来業務のために情報を外に出すということですので、これは外部提供でなくて、本来業務を法令に従って行っているということです。

中山委員 そうすると、住民税を支払ったり、もしくは健康保険料のために銀行に対して口座振替の依頼を出すのと同じ扱いになるという理解でいいですか。

野稲広報主査 はい。

内山会長 15条の1項で言う外部提供というのが、業務の目的の範囲を超えて提供する場合のことをいう。したがって15条1項に言う外部提供には当たらないという意味ですね。わかりました。

ご確認いただきましたように、当審議会に対する情報提供という意味でのご報告をいただいたという趣旨でございます。このことについても報告をいただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

そうしますと、本日の議事、報告案件3件については、報告をすべていただいたということにさせていただきます。

次第によりますと、その他ということですが、何かその他で予定されていることはあるのでしょうか。

齊藤広報課長 現時点では今のところ予定はありません。

内山会長 そうですか。次回以降の予定等は未定ということでしょうか。

齊藤広報課長 今回、最初の石綿の関係で、急遽もし対象者があれば審議会で承認をいただいて実施しなければいけないということで、急遽こういう形で臨時的にやらせていただきましたけれども、今のところは予定がございません。またありましたら早めにご連絡をとって、審議会のほうに諮らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中山委員 情報公開制度や個人情報保護制度について、今後何か制度が変わるとか、もしくは、現在、文京区内でこれらの情報公開制度、個人情報保護制度について何か特筆すべき事項のようなことは、今は何も起きていないという理解でよろしいですか。

齊藤広報課長 審査会のほうも昨年まで大分回数がありまして、ここでご報告をさせていただきましたけれども、その後はそういった審査会に係るような案件も出ておりません。ですから一応、情報開示のほうはスムーズに流れております。

一般的な情報公開制度を区民の方、一般の方が利用する制度上は、今のところ問題はないと思います。ただ、事業者による大量請求だとか、そういったものがあつた場合に、私どもの場合は、手数料の改定も視野に入れておりますので、そういったものに影響がある可能性はないとも言えないです。

中山委員 本区が手数料がかからなくて、しかも原則を即日開示としているということはすごくいいことだと思っています。あと最近、鳥取県かどこかで、教育委員会が保有している情報を審査会が開示するべきだということがありましたけれども、教育委員会は最終的には出さない形になりましたが、本区ではそういうような件に関しては来ていないんですか。

齊藤広報課長 まだ来ていません。あれは、私どもも新聞情報で見えておりましたが、今後どうなるのか興味深く見させていただいております。

内山会長 学力テストの結果、各校別の結果の公表の問題ですか。

中山委員 そうです。

青山企画政策部長 微妙な問題ですけど、あれが今後どういう形で全国に波及していくか、問題意識として教育委員会は相当注目していると思います。

内山会長 それでは、その他はないようでございますから、それではこれをもって閉会ということにさせていただきます。